

平成28年 2月22日

陳情第29号

小田原市議会議員に対して服務規律を順守することを求める陳情

## 小田原市議会議員に対して服務規律を順守することを求める陳情

### 【陳情の理由】

平成27年4月執行の小田原市議会議員選挙を経て改選された小田原市議会が、新たに選出された武松議長のもと、常任委員会資料が委員会終了後に速やかに議会ホームページにアップされるなど、さらなる情報公開に意を注いでおられることに敬意を表します。

しかし、議会報告会の開催に意欲を示される議長のもと、直近で開催された小田原地下街ハルネでの議会報告会において、聞くところによると、参加市民から一部議員に対して、その列席態度に強い抗議の意思が示されたそうです。これは議会報告会に関する今後の課題と言うより、議員個人の健康管理の問題であるかと思っておりました。

しかしながら、12月2日に開催された総務常任委員会において、陳情者として意見陳述の機会をいただき、その後傍聴席にいた者として、ありえない光景を見るに至り、議員諸氏に自らの職責の重大性を再認識していただきたく、敢えて苦言を呈するところです。

議員傍聴席にしながら、委員会審議に関心が無いのか、それとも体調がすぐれないのか、はたまた、当該議員にしてみれば今やルーティーンと化したかのような委員会審議に退屈したのか。委員席の議員から傍聴席の議員に手渡されたメモに促され、肩を揺らしながら寝息を立てる同僚議員に覚醒を促した議員に同情の念を禁じえません。委員会審議に委員が集中できない事態を生じさせたわけです。

陳情者として、議員諸氏に退屈な陳情を提出しているつもりはありませんが、体調がすぐれないのであれば、無理をしてまで傍聴席におられずに、別室で休憩されれば済みます。

こうした、重なる失態を放置すれば議会全体の緊張感が失われ、議会全体がいわれなき非難を受け信用を棄損することにもなります。

議員は、公務の場においては市民から付託を受けた選良たる自覚を堅持し、市民の規範となられることを認識されるべきです。議員は、各議員が特別職の公務員たる議員としての服務規律を順守することを求めねばなりません。

### 【陳情項目】

小田原市議会議長として、すべての小田原市議会議員に対して、議員としての服務規律を順守するよう注意喚起すること。

平成27年12月10日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞